

笠田高校敷地土質調査業務（その４）仕様書

第１章 総括事項

第１節 一般的事項

１ 適用範囲

- (1) この仕様書は、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号、以下「法」という。）に基づき、香川県立笠田高等学校（以下「学校」という。）が実施する高校敷地における土質調査業務に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項は、法、土壌汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号、以下「令」という。）、土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号、以下「規則」という。）、土壌汚染対策法に基づく環境省告示（以下「告示」という。）、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成 31 年 3 月 1 日環水大土発第 1903015 号、令和 4 年 3 月 24 日改正環水大土発第 2202212 号）など土壌汚染対策法の施行通知並びに「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第 3.1 版」（以下「ガイドライン等」という。）によるほか、学校と受託者との協議により実施する。

２ 委託業務の名称

笠田高校敷地土質調査業務（その４）（以下「業務」という。）

３ 委託業務の期間

契約締結の日から令和 7 年 11 月 30 日まで

４ 委託業務の内容

- (1) この業務は、高校敷地（以下「敷地」という。）内において地歴調査の追完及び試料採取等を行い、結果を取りまとめ業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を作成するものである。

敷地内では、過年度において以下に示す既往調査が実施されている。

 - ・ 笠田高校敷地地歴調査業務
 - ・ 笠田高校敷地土質調査業務
 - ・ 笠田高校敷地土質調査業務（その２）
 - ・ 笠田高校敷地土質調査業務（その３）
- (2) 成果報告書は、学校が指定する土地の形質変更範囲について、法第 3 条第 8 項に定める香川県知事への土壌汚染状況調査の結果の報告に使用できるものとする。ただし、法第 3 条第 7 項の土地の形質変更届を提出後に初めて明らかになる地歴情報がある場合、又は、法第 3 条第 7 項の土地の形質変更届を提出後に新たな地歴が生じる場合にはこの限りではない。
- (3) 受託者は、学校から法に基づく申請書又は届出書の作成支援を依頼された場合には協力すること。
- (4) 試料採取等の内容は、全ての既往調査の結果及び地歴調査の追完を実施した結果に基づくものとする。試料採取等対象物質の種類や土壌汚染のおそれの区分の分類結果等、試料採取等の数量に変更が生じる場合には、その内容を整理すること。また、その結果を学校及び関係機関と協議し、内容の確認を受けること。

- (5) 土壌ガスを検出、又は基準不適合土壌を確認した場合は、後続調査を計画し提案すること。
また、要措置区域等の指定に係る手続きや関係機関との協議並びに学校が求める協議に対応すること。

5 調査対象地

調査対象地の概要は別紙 1 のとおり。

6 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたっては関係法令を遵守し、業務の円滑な進捗をはかること。

7 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。また、業務が完了し、又は業務委託契約が解除された後についても同様とする。
- (2) 受託者は、業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

8 官公署等への手続き等

業務に必要な官公署等への手続き等は、受託者において処理すること。

第 2 節 着手

1 着手届の提出

受託者は、調査の着手に先立ち、技術管理者を選任し、着手届（様式 1）を速やかに提出しなければならない。

2 技術管理者等

- (1) 受託者は、香川県内に配置している技術管理者及び現場代理人を選任し、学校に報告すること。
- (2) 技術管理者は、土壌汚染状況調査等の技術上の管理を司る者で、環境省令に定める基準に適合する者で、「技術管理者証」を有すること。
- (3) 現場代理人は、地質調査技士（土壌・地下水汚染部門）の資格を有すること。

3 届出書類

- (1) 業務に必要な届出書類は、この仕様書に定めるもののほか、受託者において様式を定め提出するものとする。ただし、学校がその様式の修正を指示した場合は、これに従うこと。
- (2) 受託者において様式を定める場合は、「地質・土質調査業務共通仕様書」（平成 29 年 4 月香川県土木部）を参考にすること。

第 3 節 調査の実施

1 計画書等の提出

- (1) 受託者は、調査に着手する前に、調査計画書（様式 2）を提出すること。
提出に際し、授業等に影響のないよう、事前に学校行事等予備日等も含めて確認しておくこと。
- (2) 受託者は、調査計画書の重要な内容を変更する場合には、その理由を明確にした上で、その都度学校に調査変更計画書を提出すること。
- (3) 学校が指示した事項については、受託者はさらに詳細な調査計画書に係る資料を提出すること。

2 確認

- (1) 受託者は、学校が指示する場合には関係機関に連絡し、確認を受けること。
- (2) 受託者は、調査位置の地点の確認を行うとき及びその他学校が指示する場合には、原則として学校の確認を受け、立会の有無について協議すること。
- (3) 受託者は、試料採取等に伴い敷地内で掘削等の作業を行う場合、事前に場所・日程について学校の確認を受けること。

3 土地への立入り等

- (1) 受託者は、現地調査等のため第三者の敷地内に立ち入る場合は、土地の所有者、管理者又は占有者の承諾を得ること。
- (2) 受託者は、第三者の敷地内への立ち入り等を実施しようとする場合は、事前にその旨を学校に申し出て指示を受けるとともに、無用な風評やトラブルの発生を避けるよう留意すること。
- (3) 受託者は、現地調査等を行う場合は、常に名札や作業着等を着用し、社員証等を携帯して身分を明らかにできるようにすること。

4 分析機関について

土壌ガス、土壌溶出量及び土壌含有量の分析は、計量法（平成4年法律第51号）第107条の登録を受けた計量証明事業者に行わせ、土壌溶出量及び土壌含有量の計量結果について計量証明書を提出すること。計量証明書には、計量証明事業登録証の写しを添付すること。

第4節 安全管理

1 安全対策

受託者は、調査実施中、安全管理のため必要な対策を講じること。

2 調査孔等の処理

試料の採取のために土地、建物及び工作物等を開けた孔や取り壊した部分は、危険防止のため試料の採取後早急に埋め戻し、原状回復すること。

3 事故対応

- (1) 受託者は、事故が発生した場合は、応急措置を講ずるとともに、直ちに学校及び関係機関に通報し適切な処理を行うこと。
- (2) 受託者は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し、学校又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

第5節 完了

1 完了届の提出

受託者は、業務終了後、完了届を速やかに提出すること。

第2章 調査

第1節 一般的事項

1 調査の方法

調査の方法は、ガイドライン等によること。調査を始める前にこれまでの調査の経緯及び調査方法等必要な事項について学校及び関係機関の確認を受けること。また、調査内容について疑義

が生じた場合は学校及び関係機関と協議すること。

2 測量

- (1) 受託者は、調査に先立ち、現地を確認して、調査位置の地点測量を行うこと。
- (2) 受託者は、調査位置の地点の確認を行うとき及びその他学校が指示する場合には、原則として学校の確認及を受け、立会の有無について協議すること。

3 埋設物調査

- (1) 受託者は、調査に先立ち、現地確認や敷地管理者等関係者から聞き取りを行うなどにより、ガス、水道、電話、電線ケーブル等の埋設位置、深度等を確認し、調査に支障がないよう努めること。
- (2) 埋設物の状況による調査位置の変更は学校の承諾を得て行うこと。

4 記録写真

受託者は、各調査箇所の現地状況を撮影したものを、見やすく整理して提出すること。

5 使用機材

調査に用いる機材は、調査内容に適するものを使用すること。

6 学校が提供する資料等

業務の実施に当たり、学校が提供した資料等については、成果報告書に添付するなどのため学校の承諾を得たもののほかは、業務完了後速やかに返却（電子データについては削除）すること。

7 業務量等

- (1) 業務量一覧表（内訳書）は、別紙2のとおり。この一覧表は、入札の際に内訳書として提出すること。
- (2) 業務完了後に、別紙2の数量等を確定すること。入札時の別紙2の数量等から変更が生じた場合は、別紙2に記載されている単価で計算した額で変更契約を締結する。

第2節 地歴調査の追完

1 調査方法及び調査手順

地歴調査の方法及びその手順についてはガイドライン等によるが、特に「土壤汚染状況調査における地歴調査について」（令和4年8月31日付け環水大発第2208311号）に留意すること。

2 調査内容

- (1) 資料調査
- (2) 聴取調査
- (3) 現地調査
- (4) 調査結果の整理及び評価

資料調査、聴取調査、現地調査から情報を入手・把握し、既往調査結果に追加すべき情報について土壤汚染のおそれを評価すること。また、現況排水経路に係る土壤汚染のおそれが生じた場所の位置については、現地調査により深度を確認すること。

調査結果の整理では、追加で情報を入手、把握した結果を示すとともに、人為等由来、自然由来、公有水面埋立土砂由来の各由来について試料採取等対象物質の種類に追加が生じる場合には追加すること。また、選定した試料採取等対象物質について、土壤汚染のおそれの区分の分類を必要に応じて修正すること。

第3節 試料採取等

1 調査方法及び調査手順

試料採取等の方法及びその手順についてはガイドライン等によるが、特に、告示に示される採取及び測定の方法に留意すること。土壌の採取深度が地下水位より低い位置にある場合は、ガイドライン等に基づき地下水への影響が無い採取方法で行うこと。

2 調査内容

(1) 位置出し測量

(2) 試料採取等対象物質の種類

試料採取等対象物質の種類を以下に示す。

試料採取等の内容は、全ての既往調査の結果及び地歴調査の追完を実施した結果に基づくものとする。試料採取等対象物質の種類や土壌汚染のおそれの区分の分類結果等、試料採取等の数量に変更が生じる場合には、その内容を整理すること。また、その結果を学校及び関係機関と協議し、内容の確認を受けること。

第一種特定有害物質

- ・ジクロロメタン
- ・ベンゼン

第二種特定有害物質

- ・カドミウム及びその化合物
- ・六価クロム化合物
- ・シアン化合物
- ・水銀及びその化合物

土壌溶出量基準不適合であった場合には、アルキル水銀の分析を追加するものとする。

- ・セレン及びその化合物
- ・鉛及びその化合物
- ・砒素及びその化合物
- ・ほう素及びその化合物

(3) 土壌ガス試料採取・分析

第一種特定有害物質について、土壌ガスの試料採取及び分析を行うものとする。

試料採取方法及び分析方法については、ガイドライン及び平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 16 号による。

土壌ガスを検出した場合には学校へ報告するとともに、学校及び関係機関と調査方針について協議すること。

(4) 土壌試料採取・分析

第二種特定有害物質について、土壌の試料採取及び分析を行うものとする。

試料採取方法及び分析方法については、ガイドラインによる他、平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 18 号及び同第 19 号による。土壌汚染のおそれに変更が生じる状況を確認した場合には学校へ報告するとともに、学校及び関係機関と調査方針について協議すること。

基準不適合土壌を確認した場合には学校へ報告するとともに、学校及び関係機関と調査方針について協議すること。

(5) 調査結果の整理及び評価

試料採取等の結果、土壌ガスを検出した場合や基準不適合土壌を確認した場合には、その範囲と濃度を単位区画毎に示した平面図を作成すること。また、学校の指示により、次の段階の調査計画及び土壌汚染拡散防止計画について、その概要を提案すること。

3 採取試料等の処分

分析等が終了し不要になった試料等は、受託者の責任において適正に処理すること。

4 削孔水・洗浄水等の処分

掘削作業で発生する削孔水及び洗浄水等は、密閉できる容器に充填し保管するとともに、受託者の責任において適正に最終処分を行うこと。

5 建設廃材・解体物の処分

建設廃材・解体物が発生した場合には、受託者の責任において適切に処分すること。

第3章 成果報告書及び提出資料

1 一般的事項

成果報告書の修補に要する費用は受託者の負担とする。

2 著作権について

(1) 提出資料等のうち、著作権者による承諾等が必要なものについては、受託者の責任において適切に手続すること。

(2) 学校及び香川県教育委員会は、業務の成果を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができるものとする。

3 提出資料について

以下の資料について、成果報告書として4部提出すること。紙媒体の用紙規格は、原則として日本産業規格A列4番とする。

(1) 地歴調査の追完

- ・土地履歴調査概要（追完分）
- ・土地履歴調査年表（追完分）
- ・新たに入手・把握した情報の内容
- ・試料採取等対象物質の種類の選定結果
- ・土壌汚染のおそれの区分の分類結果
- ・写真・地図等（追完分）
- ・履歴等調査における根拠資料（追完分）
- ・複製承認書及び複製使用承諾書（必要な書類について）

(2) 試料採取等

試料採取等対象物質の種類や土壌汚染のおそれの区分の分類結果等、試料採取等の数量に変更が生じる場合には、その内容を整理すること。

- ・試料採取等の概要
- ・試料採取等の方法
- ・調査地区分図及び調査地点図（試料採取等対象物質毎）
- ・概況調査結果の一覧表

- ・ 土壌ガス検出状況（平面図 検出した物質毎）
（基準不適合であったすべての試料採取等対象物質を記載したもの及び試料採取等対象物質ごとに記載したもの）
- ・ 土壌基準不適合状況（平面図 検出した物質毎）
（基準不適合であったすべての試料採取等対象物質を記載したもの及び試料採取等対象物質ごとに記載したもの）
- ・ 次の段階の調査計画及び土壌汚染拡散防止計画についての概要
（土壌ガス検出及び基準不適合土壌を確認した場合）
- ・ 計量証明書
- ・ 計量証明事業登録証の写し
- ・ 調査実施写真
- ・ ガスクロマトグラフのチャート
- ・ その他、学校が指示する書類

(3) 記録写真のネガフィルム又は電子データファイルは、調査の種別毎に分類し、写真番号からの検索ができるように整理して提出すること。

4 提出期限

提出期限は、令和7年11月30日とする。